

医療・公衆衛生分科会における検討項目と特措法・ガイドラインとの関係について

項目	ガイドライン	ガイドライン見直し 意見書	特措法、附帯決議	政省令・告示
時期	H21年2月改定	H24年1月	H24年5月公布	公布の日から1年を超えない 範囲内
病原性・感染力	—	○	被害想定(衆2、参3)	
水際対策、検疫	○(水際対策、検疫)	○(水際対策)	停留を行うための施設の使用 (第29条)	
感染拡大防止	○	○		
サーベイランス	—	○新規		
医療体制	○	○	医療等の確保(第47条)、 臨時の医療施設等(第48条)	(政令)
			医療等の実施の要請等(第31条)、 損失補償等(第62条)、 損害補償(第63条)	(政令) ・要請等を受ける医療関係者 ・実費弁償、損害補償の基準
抗インフルエンザウ イルス薬	○	○	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、 配分、流通調整等(参7)	
ワクチン	—	○新規	特定接種(28条) 住民に対する予防接種(46条)	(告示) ・登録事業者の基準 ・登録手続
			プレパンデミックワクチンの製造備蓄、 ワクチンの研究開発 (衆9,10、参9,14)	
事業者・職場	○	○		
個人、家庭、地域	○	—	社会的弱者への支援(衆8、参16)	
情報提供・共有	○	○		
埋火葬	○	—	埋葬及び火葬の特例等 (第56条)	(政令) (告示)